

2	<p>面の写し</p> <p>2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所の登録を証する書面の写し</p> <p>3 その他の業種の申請者 次の規程等による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号） ○地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定 ※新たに申請する業種に限る。</p>	1部
3	<p>測量等実績調書（統一様式の様式3） ※新たに申請する業種に限る。</p>	1部
4	<p>技術者経歴書（統一様式の様式4） ※新たに申請する業種に限る。</p>	1部
5	<p>国税の納税証明書「その3」等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。</p>	1部
6	<p>熊本県納税証明書「その6」等 ※未納税額が無いことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。</p>	1部

5 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の規定に基づき、競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。

ア 申請直前2ヶ年の営業年度において実績がない業種

イ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録がない場合の測量業務

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般

エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

※測量業務又は地質調査業務を希望する者については該当する技術者がいない場合、審査の申請を受け付けるが、熊本県の指名は受けられない。また、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、原則として2人以上の技術者がいない場合は同様に審査申請を受け付けるが、熊本県の指名は受けられない。

(2) 審査の結果は、平成15年3月末までに文書にて通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

7 注意事項

(1) 書類はA4のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り込み、背表紙に「新規」又は「変更」の別及び商号を明記すること。なお、提出書類については、4に掲げる順番で綴ること。

(2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。このため、例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。

(3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。

(4) 「変更」申請者（平成14年度及び平成15年度において競争入札参加資格を有しているもので、新たな業種について競争入札参加資格を希望するもの）については、可能な限り平成13年3月に本県が主たる営業所（本社・店）に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。

8 問い合わせ先